

6 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月30日、東京都及び埼玉県の住民ら8人から、東京都23区及び東京二十三区清掃一部事務組合を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人東京都23区及び被申請人東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動及び同被申請人らによる清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、10回の審問期日を開催するとともに、本事件に関する専門的事項を調査するため専門委員1人を選任し、大気測定分析調査を実施するなど、手続を進めている。